主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人直江孝久の上告趣意のうち、憲法三八条違反をいう点は、原審において主張および判断を経ておらず、その余の点は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年四月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	_
裁判官	関	根	/]\	郷
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江里	! П	清	玄 隹